
コーポレート・ガバナンス
基本方針

日本調理機株式会社

コーポレート・ガバナンス基本方針

第一章 総則

第 1 条（目的）

本基本方針は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方の指針を定めるものである。

第 2 条（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、企業の公共性を堅持し、お客様に「安心・安全な製品およびサービス」を提供することにより、社会生活に欠かせない「食」を通して新たな社会の発展に貢献することを経営理念としている。経営理念の追求による持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、ステークホルダーから揺るぎない信頼を獲得する必要があるため、そのために、実効的なコーポレート・ガバナンスの継続運用が、重要であると考えられる。

当社は、企業規模に見合った最適なコーポレート・ガバナンスを実現するために、倫理観の尊重を経営基盤とする企業文化を醸成し、経営の透明性の維持向上を図ることとする。

第二章 株主の権利・平等性の確保

第 3 条（株主総会）

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知の発送日前に、当社ホームページで当該招集通知の開示に努めることとする。

第 4 条（政策保有株式に係る基本方針）

当社は、取引企業との取引関係の維持・強化及び顧客業界情報の収集を図る目的で政策保有株式を保有しており、企業価値向上に資すると認められない場合には、売却することとする。

2. 取締役会は、個別の政策保有投資株式毎に、投下資本に対するリターンが資本コストを大幅に下回っていないか、毎年検証しなければならない。
3. 政策的に保有することの経済合理性と保有意義が希薄化してきた銘柄

- 柄については、相手先企業と対話の上、売却するものとする。
4. 政策保有株式にかかる議決権については、当社及び保有先の企業価値向上に資する議案であるか否かを総合的に判断して、行使しなければならない。

第 5 条（関連当事者間の取引）

- 当社は、100%製造子会社との取引を除き、関連当事者取引を行わないこととする。
2. やむを得ず関連当事者取引を行う場合は、取引の必要性、代替可能性、取引価格の妥当性等を検討し、当社及び一般株主の利益を害することがないことを確認のうえ、取締役会の承認を得るものとする。
 3. 関連当事者取引が発生した場合は、当該取引は監査等委員会の監査対象とすることとする。

第 6 条（利益相反取引の監視体制）

- 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題（潜在的なものを含む。）が生じた場合には、株主に対する責任の観点から、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得た上で、取引を適切に管理しなければならない。
2. 監査等委員会の事前承認を得ている場合においては、該当する取締役は監査等委員会の求めに応じて取引の状況を報告するものとする。

第三章 ステークホルダーとの適切な協働

第 7 条（企業倫理規範及び行動指針）

- 当社は、さまざまな企業活動を通して社会にとって有益な存在であるために、会社及び役員・社員が遵守すべき規範を企業倫理規範として定めるものとする。
2. 企業理念の実現向け、社員一人一人が自覚し心がけるべき行動を行動指針として定めるものとする。

第 8 条（社会・環境活動の推進）

- 当社は、性別・年齢・雇用形態などに関わらず従業員の多様性を確保するとともに地域社会の発展に貢献するため、地域特性に応じた雇用環境を整備するなど地域社会との協働を推進するものとする。
2. 当社は、持続可能な社会との関わりを維持するために、環境に配慮した技術開発や製品提供を通じて、地球環境を保全する事業活動を推

進するものとする。

第 9 条（内部通報）

当社における組織的又は個人的な法令違反行為等に関して、当社及び取引先等の従業員が、通報や相談ができる経営陣から独立した通報窓口を設置するとともに、ホームページからも受け付けを行い、通報者が当社から不利益な取扱いを受けないための規律を整備することとする。

第四章 適切な情報開示と透明性の確保

第 10 条（会社情報に関する適切な開示）

取締役会は、当社のリスク管理、コンプライアンス管理、内部統制システム等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示するものとする。

2. 取締役会は、株主をはじめとするステークホルダーから信頼を獲得するために、情報開示に当たって、金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び非財務情報に関する事項を開示することとする。

第五章 取締役会等の責務

第 11 条（取締役の責務）

取締役は、期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。

2. 取締役は、その職務を執行するに必要十分な情報を収集するとともに、コーポレート・ガバナンスコードの推進に向けて意見および問題提起を積極的に行うこととする。

第 12 条（取締役会の責務）

取締役会は、透明性の高い客観的な意思決定を行うとともに、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する実効性の高い監督体制を維持するものとする。

2. 当社は、前項の責務を果たすために、経営の意思決定・監督と業務執行を分離する体制とする。取締役会の意思決定に基づく業務執行体制として、各本部組織に業務執行取締役・担当執行役員を配属し、業

務執行の効率性を図るため、職務権限を明確に定めるものとする。

第 13 条（監査等委員会の責務）

監査等委員会は、業務執行取締役の職務の執行の監査等の役割・責務を果たすにあたって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切に判断しなければならない。

2. 監査等委員会は、取締役会において、あるいは業務執行取締役に対して適切に意見を述べるものとする。

第 14 条（社外取締役の責務）

社外取締役は、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長と企業価値向上の観点から適切な助言を行うこと、取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督を行うこと、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること、また、経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主その他のステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させることを主たる役割とする。なお、当社が定めた社外役員の独立性に関する判断基準を満たす社外取締役は、東京証券取引所に独立社外役員として登録する。

第 15 条（取締役会の構成）

取締役会は、全体としてのバランスと多様性を確保するため、様々な知識・経験・能力を有する多様な取締役で構成し、実効的に機能するために適切な規模とする。なお、取締役会の知識・能力の現状は、取締役会スキルマトリックスとして取りまとめるものとする。

第 16 条（取締役の選解任基準と独立社外取締役の独立性基準）

取締役会等の責務を果たすため、当社は取締役候補者の選任基準、取締役の解任基準、社外役員の独立性に関する判断基準を定めるものとする。

第 17 条（取締役会の運営及び支援体制）

当社は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営され責務を果たすために、取締役会事務局を設置する。同事務局は、取締役会の上程議案と資料は、原則、取締役会の3日前までに各取締役に配布することとし、必要に応じて早期配布などにも努めるものとする。

2. 取締役会の審議時間については、上程議案に応じた十分な時間を確

保する体制としなければならない。

3. 社外取締役が出席しやすい状況を確認するため、事業年度の開始前に年間スケジュールを作成し通知することとする。

第 18 条（指名および報酬にかかる諮問委員会の設置）

当社は、指名報酬諮問委員会を設け、監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役、選出執行役員の選解任及び取締役報酬決定の諮問機関として経営の透明性を確保するものとする。

第 19 条（後継者の育成）

代表取締役が協議して立案した次期最高経営責任者候補には、将来を見据えて計画的に経験を積ませるものとする。選任手続きは、指名報酬諮問委員会の審議を経て、次期最高経営責任者候補として取締役会に答申し、取締役会において候補者として決定することとする。

第 20 条（取締役のトレーニング）

新任の取締役・執行役員は、着任後、任務の遂行に必要な当社の事業・顧客・製品・財務・組織及びコーポレート・ガバナンス、企業倫理、リスク管理に関する研修会に参加し、また、展示会、社内方針説明会への参加や従業員研修テキストを閲覧することにより基本的知識を習得するものとする。

2. 就任後においては、新しい知識の習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、業界団体が主催する専門部会への参加、業界団体等が実施する外部セミナー、外部団体への加入（日本監査役協会等）及び銀行主催の人的ネットワークへの参加を推奨し、その費用については、当社にて負担するものとする。

第六章 株主との対話

第 21 条（株主との対話に関する方針）

当社は、株主との信頼関係を築くことをコーポレート・ガバナンスの基本方針の1つとしており、資本コストを考慮した研究開発投資、生産設備投資、物流投資、営業投資、M&A投資等への経営資源の配分を計画し、わかりやすく説明することとする。

2. 株主と有効に対話するために、IR担当取締役を選任し、経営企画室をIR主管部署とする。
3. 決算説明会を年に1回開催するとともに、逐次、現場見学会やスモ

- ールミーティングを実施する。
4. 対話を行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意しなければならない。
 5. IR活動にて把握された意見・懸念等は、内容に応じてその詳細を取締役に報告する体制を整備するものとする。

附 則

1. この方針は、2021年 1月21日より施行する。
2. 2021年9月22日改訂、同日施行
3. 2022年1月21日改訂、同日施行